

新					旧				
別 紙					別 紙				
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱					社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱				
第 1 (略)					第 1 (略)				
第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金					第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金				
1 (略)					1 (略)				
(定義)					(定義)				
2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。					2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				
(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係					(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				
区 分		大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分		大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 8 条に基づく保護施設		保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設		① 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 8 条に基づく保護施設		保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
② 次のアからエに定める施設（以下「社会事業授産施設等」という。）					② 次のアからエに定める施設（以下「社会事業授産施設等」という。）				
ア 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条第 2 項第 7 号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。）		社会事業授産施設			ア 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条第 2 項第 7 号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。）		社会事業授産施設		
イ 平成 6 年 6 月 2 3 日社援地第 7 4 号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」に基づく地域		地域福祉センター	地域福祉センター（A 型） 地域福祉センター（B 型）		イ 平成 6 年 6 月 2 3 日社援地第 7 4 号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」に基づく地域		地域福祉センター	地域福祉センター（A 型） 地域福祉センター（B 型）	

新					旧					
	福祉センター ウ 社会福祉法第2条第3 項第11号に基づく隣保 館、生活館（アイヌ集 落内に設置された建物） 及び生活困窮者・ホーム レス自立支援センター エ 昭和40年9月1日 <u>厚生省社第222号</u> 厚生省 事務次官通知「へき地保 健福祉館の設置運営につ いて」に基づくへき地保 健福祉館	隣保館 生活館 生活困窮者・ ホームレス自 立支援センタ ー へき地保健福 祉館				福祉センター ウ 社会福祉法第2条第3 項第11号に基づく隣保 館、生活館（アイヌ集 落内に設置された建物） 及び生活困窮者・ホーム レス自立支援センター エ 昭和40年9月1日厚 生省事務次官通知「へき 地保健福祉館の設置 <u>及び</u> 運営について」に基づく へき地保健福祉館	隣保館 生活館 生活困窮者・ ホームレス自 立支援センタ ー へき地保健福 祉館			
	③ 社会福祉士及び介護福 祉士法(昭和62年法律 第30号)第7条及び第 40条に基づき厚生労働 大臣の指定を受けること のできる養成施設	介護福祉士等 養成施設	社会福祉士養 成施設 介護福祉士養 成施設			③ 社会福祉士及び介護福 祉士法(昭和62年法律 第30号)第7条及び第 40条に基づき厚生労働 大臣の指定を受けること のできる養成施設	介護福祉士等 養成施設	社会福祉士養 成施設 介護福祉士養 成施設		
	④ 障害者総合支援法第5 条第1項に規定する障害 福祉サービス事業（同条 第6項に規定する療養介 護、同条第7項に規定す る生活介護、同条第12 項に規定する自立訓練、 <u>同条第13項に規定する 就労選択支援、同条第1 4項に規定する就労移行 支援及び同条第15項に 規定する就労継続支援に</u>	障害福祉サー ビス事業所 （療養介護事 業、生活介護 事業、自立訓 練事業、 <u>就労 選択支援事 業、就労移行 支援事業、及 び就労継続支</u>				④ 障害者総合支援法第5 条第1項に規定する障害 福祉サービス事業（同条 第6項に規定する療養介 護、同条第7項に規定す る生活介護、同条第12 項に規定する自立訓練、 同条第 <u>13</u> 項に規定する 就労移行支援及び同条第 <u>14</u> 項に規定する就労継 続支援に限る。）を行う 施設（以下「障害福祉サ	障害福祉サー ビス事業所 （療養介護事 業、生活介護 事業、自立訓 練事業、就労 移行支援事 業、及び就労 継続支援事業 を行うものに			

新					旧					
	限る。)を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設 ⑤ 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第16項に規定する就労定着支援、同条第17項に規定する自立生活援助、同条第18項に規定する共同生活援助及び同条第19項に規定する相談支援を行う事業所	援事業を行うものに限る。） 障害者支援施設 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業				ービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設 ⑤ 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	限る。) 障害者支援施設 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業			

新					旧					
	⑥ 身体障害者福祉法第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設、昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センター（以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。）	所 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センターA型 身体障害者福祉センターB型 身体障害者デイサービスセンター 身体障害者更生センター			⑥ 身体障害者福祉法第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設、昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センター（以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。）	所 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センターA型 身体障害者福祉センターB型 身体障害者デイサービスセンター 身体障害者更生センター
	⑦ 障害者総合支援法第5条第2 <u>8</u> 項に規定する地域活動支援センター	盲人ホーム 市町村障害者生活支援センター 地域活動支援センター	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設			⑦ 障害者総合支援法第5条第2 <u>7</u> 項に規定する地域活動支援センター	盲人ホーム 市町村障害者生活支援センター 地域活動支援センター	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設

新					旧				
	域活動支援センター				域活動支援センター				
	⑧ 障害者総合支援法第5条第2 <u>9</u> 項に規定する福祉ホーム	福祉ホーム			⑧ 障害者総合支援法第5条第2 <u>8</u> 項に規定する福祉ホーム <u>て」に基づく心身障害児総合通園センタ</u> <u>二</u>	福祉ホーム			
	⑨ 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設			⑨ 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設			
	⑩ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条第1項に基づく女性相談支援センター、同条第6項に基づく困難な問題を抱える女性の一時保護を行う施設（以下「一時保護所」という。）同法第12条第1項に基づく女性自立支援施設	女性相談支援センター 一時保護所 女性自立支援施設			⑩ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条第1項に基づく女性相談支援センター、同条第6項に基づく困難な問題を抱える女性の一時保護を行う施設（以下「一時保護所」という。）同法第12条第1項に基づく女性自立支援施設	女性相談支援センター 一時保護所 女性自立支援施設			
	⑪ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設			⑪ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設			
(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係					(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				

新					旧				
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類		区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	
① 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の３に基づく老人福祉施設、同法第５条の２第６項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成６年９月１４日老計第１２０号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成１２年９月２７日老発第６５５号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２８項に基づく介護老人保健施設、同法第８条第２９項に基づく介護医療院、同法第８条第４項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護事業所、老人福祉法第５条の２第５項に基づく小規模多機能型居宅介護事業	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム			① 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の３に基づく老人福祉施設、同法第５条の２第６項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成６年９月１４日老計第１２０号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成１２年９月２７日老発第６５５号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２８項に基づく介護老人保健施設、同法第８条第２９項に基づく介護医療院、同法第８条第４項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護事業所、老人福祉法第５条の２第５項に基づく小規模多機能型居宅介護事業	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム		
		軽費老人ホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 軽費老人ホーム（Ａ型） 軽費老人ホーム（Ｂ型）			軽費老人ホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 軽費老人ホーム（Ａ型） 軽費老人ホーム（Ｂ型）		
		老人福祉センター	老人福祉センター（特Ａ型） 老人福祉センター（Ａ型） 老人福祉センター（Ｂ型） 老人福祉施設付設作業所			老人福祉センター	老人福祉センター（特Ａ型） 老人福祉センター（Ａ型） 老人福祉センター（Ｂ型） 老人福祉施設付設作業所		
		在宅介護支援センター	在宅介護支援センター			在宅介護支援センター	在宅介護支援センター		
		認知症高齢者グループホーム				認知症高齢者グループホーム			

新					旧					
	を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護事業所、平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長、保発0912第2号厚生労働省<u>保険局</u>長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター、同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所<u>及び</u>同法第8条第23項に基づく複合型サービスを	ム 在宅複合型施設 生活支援ハウス 介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護事業所、平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長、保発0912第2号厚生労働省<u>保健局</u>長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター<u>及び</u>同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、<u>及び</u>同法第8条第23項に基づく複合型サービスを	ム 在宅複合型施設 生活支援ハウス 介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			

新					旧				
	行う事業所としての看護 小規模多機能型居宅介護 事業所（以下「老人福祉 施設等」という。）	看護小規模多 機能型居宅介 護事業所				行う事業所としての看護 小規模多機能型居宅介護 事業所（以下「老人福祉 施設等」という。）	看護小規模多 機能型居宅介 護事業所		
	② 上記以外の施設であっ て、当該施設について国 が当該施設の設置及び運 営についての基準を定め ており、かつ、厚生労働 大臣が特に整備の必要を 認めるもの	その他施設				② 上記以外の施設であっ て、当該施設について国 が当該施設の設置及び運 営についての基準を定め ており、かつ、厚生労働 大臣が特に整備の必要を 認めるもの	その他施設		
（交付の対象） 3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対 象とする。 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③ 欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。 （１）（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係					（交付の対象） 3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対 象とする。 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③ 欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。 （１）（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				
	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率		①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
	(1) 保護施設	生活保護法第40条	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2		(1) 保護施設	生活保護法第40条	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2
	(2) 社会事業授産施 設等					(2) 社会事業授産施 設等			
	ア 社会事業授産 施設	社会福祉法第2条第 2項第7号	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2		ア 社会事業授産 施設	社会福祉法第2条第 2項第7号	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2
	イ 地域福祉セン ター （A型、B型）	平成6年6月23日 社援地第74号厚生 省社会・援護局長通 知「地域福祉センタ	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2		イ 地域福祉セン ター （A型、B型）	平成6年6月23日 社援地第74号厚生 省社会・援護局長通 知「地域福祉センタ	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2

新					旧				
		一の設置運営について」				一の設置運営について」			
	ウ 隣保館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1/2		ウ 隣保館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1/2
	エ 生活館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1/2		エ 生活館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1/2
	オ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター	<u>令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号</u> ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2		オ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター	<u>平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号</u> ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
	カ ヘき地保健福祉館	昭和40年9月1日 <u>厚生省社第222号</u> 厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置運営について」	指定都市又は中核市	1/2		カ ヘき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1/2
	(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2		(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
	(4) 障害者支援施設等					(4) 障害者支援施設等			

新					旧				
	ア 障害福祉サ ービス事業所	障害者総合支援法第 79条第1項第1号 及び第2項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2		ア 障害福祉サ ービス事業所	障害者総合支援法第 79条第1項第1号 及び第2項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2
	イ 障害者支援施 設	障害者総合支援法第 83条第2項及び第 3項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2		イ 障害者支援施 設	障害者総合支援法第 83条第2項及び第 3項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2
	ウ 居宅介護事業 所、短期入所事 業所、就労定着 支援事業所、自 立生活援助事業 所、共同生活援 助事業所及び相 談支援事業所	障害者総合支援法第 79条第1項第1号 及び第2号並びに同 条第2項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2		ウ 居宅介護事業 所、短期入所事 業所、就労定着 支援事業所、自 立生活援助事業 所、共同生活援 助事業所及び相 談支援事業所	障害者総合支援法第 79条第1項第1号 及び第2号並びに同 条第2項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2
	エ 地域活動支援 センター	障害者総合支援法第 77条第1項第9号 及び第79条第1項 第4号	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2		エ 地域活動支援 センター	障害者総合支援法第 77条第1項第9号 及び第79条第1項 第4号	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2
	オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第 77条第3項及び第 79条第1項第5号	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2		オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第 77条第3項及び第 79条第1項第5号	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2
	(5) 身体障害者社会 参加支援施設等					(5) 身体障害者社会 参加支援施設等			
	ア 補装具製作施 設及び視聴覚障 害者情報提供施 設（中分類）	身体障害者福祉法第 28条第1項及び第 2項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2		ア 補装具製作施 設及び視聴覚障 害者情報提供施 設（中分類）	身体障害者福祉法第 28条第1項及び第 2項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2
	イ 身体障害者福 祉センター（中 分類）	身体障害者福祉法第 28条第1項及び第 2項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2		イ 身体障害者福 祉センター（中 分類）	身体障害者福祉法第 28条第1項及び第 2項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1／2
	ウ 盲導犬訓練施	身体障害者福祉法第	都道府県又は	1／2		ウ 盲導犬訓練施	身体障害者福祉法第	都道府県又は	1／2

新					旧				
	設	28条第1項及び第2項	指定都市若しくは中核市			設	28条第1項及び第2項	指定都市若しくは中核市	
	エ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2		エ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
	オ 市町村障害者生活支援センター	平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2		オ 市町村障害者生活支援センター	平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
	(6) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2		(6) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
	(7) 女性自立支援施設等					(7) 女性自立支援施設等			
	ア 女性相談支援センター及び一時保護所	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項及び第6項	都道府県又は指定都市	1/2		ア 女性相談支援センター及び一時保護所	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項及び第6項	都道府県又は指定都市	1/2
	イ 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項	都道府県	1/2		イ 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項	都道府県	1/2
	(8) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3から1/2まで		(8) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3から1/2まで
(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関					(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関				

新				旧					
係	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率	係	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
	(1) 老人福祉施設等					(1) 老人福祉施設等			
	ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2		ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
	イ 老人短期入所施設	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2		イ 老人短期入所施設	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
	ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2		ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
	エ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2		エ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
	オ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2		オ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
	カ 軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2		カ 軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
キ 軽費老人ホーム（B型）	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2	キ 軽費老人ホーム（B型）	老人福祉法第 1 5 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2		

新					旧				
	ク 老人福祉センター（特A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3		ク 老人福祉センター（特A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3
	ケ 老人福祉センター（A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3		ケ 老人福祉センター（A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3
	コ 老人福祉センター（B型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3		コ 老人福祉センター（B型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3
	サ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3		サ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3
	シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2		シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
	ス 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1／2		ス 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1／2
	セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2		セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
	ソ 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発第655号厚	都道府県又は指定都市若し	1／2		ソ 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発第655号厚	都道府県又は指定都市若し	1／2

新					旧				
		生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	くは中核市			生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	くは中核市		
	タ 介護老人保健施設（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）	介護保険法第94条第1項（介護保険法第41条第1項及び同法第72条第1項）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2		タ 介護老人保健施設（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）	介護保険法第94条第1項（介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
	チ 介護医療院（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）	介護保険法第107条第1項（介護保険法第41条第1項及び同法第72条第1項）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2		チ 介護医療院（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）	介護保険法第107条第1項（介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
	ツ 訪問看護事業所	介護保険法第70条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3		ツ 訪問看護事業所	介護保険法第70条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3
	テ 小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1／2		テ 小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1／2
	ト 夜間対応型訪問介護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1／2		ト 夜間対応型訪問介護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1／2
	ナ 介護予防拠点	平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912	指定都市又は中核市	1／2		ナ 介護予防拠点	平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912	指定都市又は中核市	1／2

新					旧				
		第1号厚生労働省老健局長、保発0912第2号厚生労働省保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」				第1号厚生労働省老健局長、保発0912第2号厚生労働省保健局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」			
	ニ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の4第2項	指定都市又は中核市	1／2		ニ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の4第2項	指定都市又は中核市	1／2
	ヌ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1／2		ヌ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	指定都市又は中核市	1／2
	ネ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1／2		ネ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第23項	指定都市又は中核市	1／2
	(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3から1／2まで		(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3から1／2まで
4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。 ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係					4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。 ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				

新							旧						
①施設 の種 類	②設置根拠等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥補助 率	⑦国庫 補助 率	①施設 の種 類	②設置根拠等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥補助 率	⑦国庫 補助 率
(1) 保 護 施 設	生活保護法第 4 0 条又は第 4 1 条	(ア) 市町村 (指定都市 及び中核市 を除き、特 別 区 を 含 む。以下本 表において 同じ。)	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3	(1) 保 護 施 設	生活保護法第 4 0 条又は第 4 1 条	(ア) 市町村 (指定都市 及び中核市 を除き、特 別 区 を 含 む。以下本 表において 同じ。)	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	生活保護 法第 7 4 条第 1 項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3			(イ) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	生活保護 法第 7 4 条第 1 項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
(2) 社 会 事 業 授 産 施 設等							(2) 社 会 事 業 授 産 施 設等						
ア 社 会 事 業 授 産 施 設	社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3	ア 社 会 事 業 授 産 施 設	社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3			(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
イ 地 域 福	平成 6 年 6 月 2 3 日 社 援 地	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3	イ 地 域 福	平成 6 年 6 月 2 3 日 社 援 地	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3			(イ) 社会福祉	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

新								旧							
	社セ ンタ ー (A 型、 B 型)	第74号厚生 省社会・援護 局長通知「地 域福祉センタ ーの設置運営 について」	法人		又は指定 都市若し くは中核 市				社セ ンタ ー (A 型、 B 型)	第74号厚生 省社会・援護 局長通知「地 域福祉センタ ーの設置運営 について」	法人		又は指定 都市若し くは中核 市		
	ウ 隣 保館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号厚 生労働事務次 官通知「隣保 館の設置及び 運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3		ウ 隣 保館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号厚 生労働事務次 官通知「隣保 館の設置及び 運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	エ 生 活館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号厚 生労働事務次 官通知「隣保 館の設置及び 運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3		エ 生 活館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号厚 生労働事務次 官通知「隣保 館の設置及び 運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	オ 生 活困 窮者・ ホーム レス	<u>令和5年7月</u> <u>31日厚生労</u> <u>働省・国土交</u> <u>通省告示第1</u> <u>号</u> ホームレス の自立の支援	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3		オ 生 活困 窮者・ ホーム レス	<u>平成30年7</u> <u>月31日厚生</u> <u>労働省・国土</u> <u>交通省告示第</u> <u>2号</u> ホームレ スの自立の支	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

新							旧						
自立支援センター	等に関する基本方針						自立支援センター	援等に関する基本方針					
かへき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省社第222号厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3	かへき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3	(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
(4) 障害者支援施設等		(1) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3	(4) 障害者支援施設等		(1) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
7 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3	7 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(1) 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3			(1) 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

新								旧							
			する法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)								する法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)				
	イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第2項及び第3項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3		イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第2項及び第3項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
			(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされてい	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3				(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされてい	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

新								旧							
			る法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）								る法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）				
	ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活	障害者総合支援法第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3		ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活	障害者総合支援法第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
			(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3				(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

新								旧							
	援助事業所及び相談支援事業所								援助事業所及び相談支援事業所						
エ	地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第9号及び第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3	エ	地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第9号及び第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
オ	福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3	オ	福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(5)	身体障害者社会参加支援施設等							(5)	身体障害者社会参加支援施設等						
ア	補装具製作施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3	ア	補装具製作施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3

新								旧									
	及び 視聴 覚障 害者 情報 提供 施設 (中 分 類)				くは中核 市				及び 視聴 覚障 害者 情報 提供 施設 (中 分 類)					くは中核 市			
イ 身 体障 害者 福祉 セン ター (中 分 類)	身体障害者福 祉法第28条 第2項又は第 3項		(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3	イ 身 体障 害者 福祉 セン ター (中 分 類)	身体障害者福 祉法第28条 第2項又は第 3項					都道府県	3 / 4	2 / 3	
			(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3										
ウ 盲 導犬 訓練 施設	身体障害者福 祉法第28条 第2項又は第 3項		(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3	ウ 盲 導犬 訓練 施設	身体障害者福 祉法第28条 第2項又は第 3項					都道府県	3 / 4	2 / 3	
			(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3										
			(ウ) 公益社団 法人、公益 財団法人、 一般社団法 人、一般財 団法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3							(ウ) 公益社団 法人、公益 財団法人、 一般社団法 人、一般財 団法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 2 / 3

新								旧							
	エ 盲人ホーム	昭和３７年２月２７日社発第１０９号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	(ア) 市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。） (イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３		エ 盲人ホーム	昭和３７年２月２７日社発第１０９号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	(ア) 市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。） (イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３
	オ 市町村障害者生活支援センター	平成８年５月１０日社援更第１３３号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	３／４ ３／４	２／３ ２／３		オ 市町村障害者生活支援センター	平成８年５月１０日社援更第１３３号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	３／４ ３／４	２／３ ２／３
	(6) 日常生活支援住居施設	生活保護法第３０条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３		(6) 日常生活支援住居施設	生活保護法第３０条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３
	(7) 女	困難な問題を	社会福祉法人	困難な問	都道府県	３／４	２／３		(7) 女	困難な問題を	社会福祉法人	困難な問	都道府県	３／４	２／３

新							旧							
	性 自 立 支 援 施 設等	抱える女性へ の支援に關す る法律第 1 2 条第 1 項		題を抱え る女性へ の支援に 關する法 律第 2 1 条第 1 項				性 自 立 支 援 施 設等	抱える女性へ の支援に關す る法律第 1 2 条第 1 項		題を抱え る女性へ の支援に 關する法 律第 2 1 条第 1 項			
(8) そ の 他 施設		(7) 市町村	予算措置 等	都道府県	2/3 から 3/4 まで	1/2 か ら 2/3 ま で		(8) そ の 他 施設		(7) 市町村	予算措置 等	都道府県	2/3 から 3/4 まで	1/2 か ら 2/3 ま で
			(4) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	予算措置 等	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3 から 3/4 まで					1/2 か ら 2/3 ま で	(4) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	予算措置 等	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市

イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の 種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥補助 率	⑦国庫 補助 率
(1) 老 人 福 祉 施 設等						
ア 老人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	老人福祉法第 1 5 条第 2 項	(ア) 市 町 村 (指定都市 及び中核市 を除き、特 別 区 を 含 む。以下本	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府県	3 / 4	2 / 3

イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の 種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥補助 率	⑦国庫 補助 率
(1) 老 人 福 祉 施 設等						
ア 老人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	老人福祉法第 1 5 条第 2 項	(ア) 市 町 村 (指定都市 及び中核市 を除き、特 別 区 を 含 む。以下本	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府県	3 / 4	2 / 3

新								旧							
			表において 同じ。)								表において 同じ。)				
			(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
			(ウ) 営利法 人、医療法 人、日本赤 十字社、公 益社団法 人、公益財 団法人、一 般社団法 人、一般財 団法人、 NPO法人 等（法人の 種別は問わ ない。社会 福祉法人を 除く。以下 「民間法 人」とい う。）（た だし、認知 症対応型デ イサービス センターに 限る。）	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(ウ) 営利法 人、医療法 人、日本赤 十字社、公 益社団法 人、公益財 団法人、一 般社団法 人、一般財 団法人、 NPO法人 等（法人の 種別は問わ ない。社会 福祉法人を 除く。以下 「民間法 人」とい う。）（た だし、認知 症対応型デ イサービス センターに 限る。）	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3

新								旧							
	イ 老人 短 期 入 所 施設	老人福祉法第 15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3／4	2／3		イ 老人 短 期 入 所 施設	老人福祉法第 15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
			(ウ) 民間法人 (ただし、 虐待のほ か、要介護 者の急な疾 病等に対応 するための 緊急ショッ トステイに 限る。)	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(ウ) 民間法人 (ただし、 虐待のほ か、要介護 者の急な疾 病等に対応 するための 緊急ショッ トステイに 限る。)	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
	ウ 養護 老人ホ ーム及 び特別 養護老 人ホー ム	老人福祉法第 15条第3項 又は4項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3／4	2／3		ウ 養護 老人ホ ーム及 び特別 養護老 人ホー ム	老人福祉法第 15条第3項 又は4項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
	エ 軽費 老人ホ ーム (ケア ハウ	老人福祉法第 15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3／4	2／3		エ 軽費 老人ホ ーム (ケア ハウ	老人福祉法第 15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24	都道府県 又は指定	3／4	2／3				(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24	都道府県 又は指定	3／4	2／3

新								旧							
	ス)			条第2項	都市若しくは中核市				ス)			条第2項	都市若しくは中核市		
			(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3				(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
	オ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3		オ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3				(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
			(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3				(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
	カ 軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3		カ 軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3				(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
	キ 軽費	老人福祉法第	(ア) 市町村	老人福祉	都道府県	3/4	2/3		キ 軽費	老人福祉法第	(ア) 市町村	老人福祉	都道府県	3/4	2/3

新								旧							
	老人ホーム (B型)	15条第5項		法第24条第2項				老人ホーム (B型)	15条第5項		法第24条第2項				
			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	
	老人福祉センター (特A型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2/3	1/2	老人福祉センター (特A型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2/3	1/2	
			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2	
	老人福祉センター (A型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2/3	1/2	老人福祉センター (A型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2/3	1/2	
			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2	
	老人福祉センター (B型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2/3	1/2	老人福祉センター (B型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2/3	1/2	
			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定	2/3	1/2			(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定	2/3	1/2	

新								旧							
				条第2項	都市若しくは中核市							条第2項	都市若しくは中核市		
サ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2／3	1／2		サ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2／3	1／2	
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	1／2				(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	1／2	
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3		シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3	
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3	
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3				(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3	
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3				(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3	

新								旧							
	ス 認知 症 高 齢 者 グ ル ー プ ホ ー ム	老人福祉法第 14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3／4	2／3		ス 認知 症 高 齢 者 グ ル ー プ ホ ー ム	老人福祉法第 14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
			(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
	セ 在宅 複 合 型 施 設	平成6年9月 14日老計第 120号厚生 省老人保健福 祉局長通知 「在宅複合型 施設の整備に ついて」	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3		セ 在宅 複 合 型 施 設	平成6年9月 14日老計第 120号厚生 省老人保健福 祉局長通知 「在宅複合型 施設の整備に ついて」	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
	ソ 生活 支 援 ハ ウ ス	平成12年9 月27日老発 第655号厚 生省老人保健 福祉局長通知 「高齢者生活 福祉センター 運営事業の実 施について」	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3		ソ 生活 支 援 ハ ウ ス	平成12年9 月27日老発 第655号厚 生省老人保健 福祉局長通知 「高齢者生活 福祉センター 運営事業の実 施について」	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
			(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定	3／4	2／3				(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定	3／4	2／3

新								旧							
					都市若しくは中核市							都市若しくは中核市			
			(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3				(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
タ 介護老人保健施設（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）	介護保険法第94条第1項（介護保険法第41条第1項及び同法第72条第1項）	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3		タ 介護老人保健施設（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）	介護保険法第94条第1項（介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項）	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3	
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3				(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3	
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3				(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3	
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3				(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3	
チ 介護医療院（併設さ	介護保険法第107条第1項（介護保険法第41条第1項及び同法	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3		チ 介護医療院（併設さ	介護保険法第107条第1項（介護保険法第41条第1項、及び同	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3	
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核	3 / 4	2 / 3				(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核	3 / 4	2 / 3	

新							旧							
	れる 通所 リハ ビリ テー ショ ン事 業実 施部 分を 含む)	第72条第1項)			市			れる 通所 リハ ビリ テー ショ ン事 業実 施部 分を 含む)	法第72条第1項)			市		
			(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 2 / 3				(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 2 / 3	
	ツ 訪問 看護 事業 所	介護保険法第70条第1項	(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 2 / 3		ツ 訪問 看護 事業 所	介護保険法第70条第1項	(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 2 / 3	
			(ア) 市町村	予算措置	都道府県	1 / 3 10 / 10				(ア) 市町村	予算措置	都道府県	1 / 3 10 / 10	
	テ 小規 模多 機能	老人福祉法第14条	(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1 / 3 10 / 10		テ 小規 模多 機能	老人福祉法第14条	(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1 / 3 10 / 10	
			(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1 / 3 10 / 10				(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1 / 3 10 / 10	
			(エ) 非営利法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1 / 3 10 / 10				(エ) 非営利法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1 / 3 10 / 10	
			(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4 2 / 3				(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4 2 / 3	

新								旧							
	型 居 宅 介 護 事 業 所		(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3		型 居 宅 介 護 事 業 所		(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
			(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
	ト 夜間 対 応 型 訪 問 介 護 事 業 所	老人福祉法第 14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3／4	2／3		ト 夜間 対 応 型 訪 問 介 護 事 業 所	老人福祉法第 14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
			(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
	ナ 介護 予 防 拠 点	平成26年9 月12日医政 発0912第 5号厚生労働 省医政局長、 老発0912 第1号厚生労働 省老健局	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3		ナ 介護 予 防 拠 点	平成26年9 月12日医政 発0912第 5号厚生労働 省医政局長、 老発0912 第1号厚生労働 省老健局	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3
			(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
			(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定	3／4	2／3				(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定	3／4	2／3

新								旧							
		長、保発0912第2号厚生労働省 <u>保険局</u> 長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」			都市若しくは中核市					長、保発0912第2号厚生労働省 <u>保健局</u> 長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」			都市若しくは中核市		
ニ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の4第2項又は第3項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3		ニ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の4第2項又は第3項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3	
			(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
			(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3				(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
ヌ 定期巡回・随時対応型訪	<u>老人福祉法第14条</u>	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3		ヌ 定期巡回・随時対応型訪	<u>介護保険法第8条第15項</u>	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3	
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3				(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3	

新								旧							
	問 介 護 看 護 事 業所		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3		問 介 護 看 護 事 業所		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
ネ 看護 小規 模多 機能 型居 宅介 護事 業所	<u>老人福祉法第 14条</u>	(イ) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3		ネ 看護 小規 模多 機能 型居 宅介 護事 業所	<u>介護保険法第 8条第23項</u>	(イ) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3	
		(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3				(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3	
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3				(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3	
(2) そ の 他施設	別途厚生労働 大臣が定める 基準等	(ア) 市町村	予算措置 等	都道府県	2/3 から 3/4 まで	1/2 か ら 2/3 ま で		(2) そ の 他施設	別途厚生労働 大臣が定める 基準等	(ア) 市町村	予算措置 等	都道府県	2/3 から 3/4 まで	1/2 か ら 2/3 ま で	
		(イ) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	予算措置 等	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3 から 3/4 まで	1/2 か ら 2/3 ま で				(イ) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	予算措置 等	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3 から 3/4 まで	1/2 か ら 2/3 ま で	

5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

(削る)

(1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって

新	旧
<u>(1)</u> 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 <u>(2)</u> 借用土地及び借用施設に係る災害復旧事業（社会福祉施設等の設置者が当該借用土地及び借用施設に係る維持管理の責任を有すると証明できる場合であって、当該維持管理の責任の範囲内で行うものを除く。）に要する費用 (3) 職員の宿舎に要する費用 <u>(削る)</u> <u>(4)</u> 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。 <u>(5)</u> 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。 <u>(6)</u> その他災害復旧費として適当と認められない費用 (交付額の算定方法) 6 (略) (1) (略) (2) (略) (国の財政上の特別措置) <u>7</u> 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。 <u>6の</u> (1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「<u>7</u>の表の③欄に定める国庫補助率」とし、<u>6の</u> (2) のうち「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「<u>7</u>の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「<u>7</u>の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。	<u>生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。)</u> <u>(2)</u> 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 <u>(新設)</u> (3) 職員の宿舎に要する費用 <u>(4)</u> 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用 <u>(心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。)</u> <u>(5)</u> 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。 <u>(6)</u> 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。 <u>(7)</u> その他災害復旧費として適当と認められない費用 (交付額の算定方法) 6 (略) (1) (略) (2) (略) (国の財政上の特別措置) <u>(3)</u> 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。 (1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「<u>(3)</u>の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2) のうち「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「<u>(3)</u>の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「<u>(3)</u>の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

新					旧				
区分	対象施設の種類	直接補助事業の場合	間接補助事業の場合		区分	対象施設の種類	直接補助事業の場合	間接補助事業の場合	
		国庫補助率	県補助率	国庫補助率			国庫補助率	県補助率	国庫補助率
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
ア 沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第４条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・救護施設 ・更生施設 ・宿所提供施設 ・補装具製作施設 ・視聴覚障害者情報提供施設（中分類） ・障害者支援施設	2/3	5/6	4/5	ア 沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第４条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・救護施設 ・更生施設 ・宿所提供施設 ・補装具製作施設 ・視聴覚障害者情報提供施設（中分類） ・障害者支援施設	2/3	5/6	4/5
	・授産施設 ・老人デイサービスセンター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・老人短期入所施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。）	7.5/10	8.75/10	7.5/8.75		・授産施設 ・老人デイサービスセンター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・老人短期入所施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。）	7.5/10	8.75/10	7.5/8.75

新						旧					
		・在宅介護支援センター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（中分類）に併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム						・在宅介護支援センター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（中分類）に併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム			
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>イ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</u>	・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・在宅介護支援センター ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	<u>5.5/10</u>	<u>4/5</u>	<u>5.5/8</u>	
<u>イ</u> 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づ	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	2/3	5/6	4/5		<u>ウ</u> 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づ	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	2/3	5/6	4/5	

新						旧					
	いて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）						いて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）				
	<u>ウ</u> 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	2/3	5/6	4/5		<u>エ</u> 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	2/3	5/6	4/5
（交付の条件） <u>8</u> 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。 （略） （申請手続） <u>9</u> この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 （略） （補助金の概算払） <u>10</u> 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。 （実績報告） <u>11</u> この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。						（交付の条件） <u>7</u> 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。 （略） （申請手続） <u>8</u> この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 （略） （補助金の概算払） <u>9</u> 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。 （実績報告） <u>10</u> この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。					

新	旧
(略) (その他) <u>12</u> 特別の事情により 6、<u>9、11</u> に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。 なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙 5 又は 6 の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行うものとする。 別表 （略） 別紙 1 ～ 9 （略）	(略) (その他) <u>11</u> 特別の事情により 6、<u>8、10</u> に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。 なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙 5 又は 6 の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行うものとする。 別表 （略） 別紙 1 ～ 9 （略）